

島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱

(平成18年4月1日)
最近改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において合併処理浄化槽設置費用補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域とする。

2 補助の対象となる合併処理浄化槽は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 住宅（店舗等併用住宅を含む。以下同じ。）に設置するものであること。
ただし、店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。
- (2) 処理対象人員が10人槽以下であること。
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の構造基準に適合していること。
- (4) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBODの日間平均値が20mg/l以下の性能を有すること。
- (5) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省通知。）が適用される合併処理浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。
- (6) 販売目的の住宅及び土地に設置されたものでないこと。
- (7) くみ取り便所又は単独処理浄化槽が設置されている既存住宅の現所有者又は現居住者による改造又は建て替えに伴い設置されるものであること。
- (8) 補助金交付年度の前年度に設置されたものでないこと。
- (9) やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と合併処理浄化槽の間及び合併処理浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始することができるものであること。

3 補助の対象となる合併処理浄化槽の設置者は、次の条件を満たす者でなければならない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出に係る受理書（以下「浄化槽設置届出受理書」という。）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けた者
- (2) 大阪府浄化槽維持管理指導要領に基づき適正に合併処理浄化槽の維持管理を行う者
- (3) 合併処理浄化槽を継続的に使用する者

4 前項の規定にかかわらず、住宅又は土地を借りている者が、その所有者の承諾を得ずに合併処理浄化槽を設置する場合は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用の実支出額と、別表

左欄に掲げる人槽区分に応じた同表右欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は工事着手の2週間前までに合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出受理書の写し又は確認済証の写し
- (2) 設置場所の付近見取図及び配置図(排水系統図)
- (3) 当該浄化槽設置工事に係る工事請負契約書の写し
- (4) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽管理票(C票)
- (5) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽である登録証の写し
- (6) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (7) 合併処理浄化槽の工事監督者が合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省通知)に適合する浄化槽設備士である旨を証する書類の写し
- (8) 補助金の交付を受けようとする者が、土地、住宅等の所有者と異なるときは、土地所有者の同意を得ている旨を証する同意書(様式第2号)
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請を行った者は、同項申請を取り下げようとするときは、合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請取下届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。この場合において、補助金の交付を決定するときは、これに必要な条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を合併処理浄化槽設置費用補助金交付決定通知書(様式第4号)又は合併処理浄化槽設置費用補助金不交付通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに合併処理浄化槽設置費用補助金交付決定通知書の写し及び変更内容を明らかにする書類を添付して合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請事項変更届出書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は補助金の交付決定の対象となった事業(以下「補助事業」という。)を、予算確定作業を行う日までに中間検査を行っていないとき、又は廃止しようとするときは、速やかに合併処理浄化槽設置費用補助金交付決定通知書を添付して合併処理浄化槽設置費用補助金補助事業中断・廃止届出書(様式第7号)を提出しなければならない。

(工事施工中の確認)

第7条 町長は、補助金交付事務を適正に執行するため、合併処理浄化槽設置工事の状況を施工現場において確認するものとし、必要があると認めるときは、

補助事業の施工状況について、浄化槽工事業者に報告させることができる。

(施工完了検査の申込み)

第8条 浄化槽工事業者は、補助金交付事務を円滑に執行するため、合併処理浄化槽の施工完了後、次に掲げる写真を添付して、合併処理浄化槽設置費用補助金施工完了検査申込書(様式第8号)を町長に提出し、あらかじめ施工完了検査(以下「完了検査」という。)を受けるものとする。

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを示す写真
- (2) 合併処理浄化槽の基礎工事の状況を示す写真
- (3) 合併処理浄化槽の据付け工事の状況を示す写真
- (4) 合併処理浄化槽のかさ上げの状況を示す写真

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該合併処理浄化槽に係る完了検査後2週間以内の日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置費用補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置費用支払額領収書の写し
- (2) 合併処理浄化槽を設置した住宅等に居住していることを示す住民票記載事項証明書又はこれに類する書類
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し。ただし、町長がその写しを提出できない正当な理由があると認めるときは、速やかに当該契約を締結し、その写しを提出する旨の確約書(様式第10号)に変えることができる。
- (4) 浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく検査依頼書及びそれらを受験することの確約書(様式第11号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽設置費用補助金交付額確定通知書(様式第12号。以下「確定通知書」という。)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、確定通知書を受け取ったときは、速やかに合併処理浄化槽設置費用補助金交付請求書(様式第13号)を町長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 補助金交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- (4) 予算確定作業を行う日までに中間検査を行っていないとき、又は廃止したとき。
 - (5) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 2 町長は、前項の場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて補助金返還を命ずるものとする。
(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に町長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成18年3月31日までに合併処理浄化槽設置費用に係る補助金の交付に関し、町との間において、事前協議が完了し、かつ、同日までに合併処理浄化槽の設置工事が完了していることを町長が確認したものについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月5日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の日までに、従前の要綱に基づいて申請され、交付決定を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月4日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の日までに、従前の要綱に基づいて申請され、交付決定を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の日までに、従前の要綱に基づいて申請され、交付決定を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

人 槽 区 分	基 準 額
5人槽	332,000円
6人～7人槽	414,000円
8人～10人槽	548,000円

様式第1号（第4条関係）

合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請書

年 月 日

島本町長様

申請者 住所

氏名
(自署)

電話 () -

島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり合併処理浄化槽設置費用補助金の交付申請をしますので、当該合併処理浄化槽設置の施工計画について報告します。

設置者名	
合併処理浄化槽設置場所	島本町
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
添付書類	○別紙のとおり

(裏面)

【添付書類】

合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請に係る合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付してください。

- ① 浄化槽設置届出受理書の写し又は確認済証の写し
- ② 設置場所の付近見取図及び配置図（排水系統図）
- ③ 当該浄化槽工事に係る工事請負契約書の写し
- ④ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽管理票（C票）
- ⑤ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽である登録証の写し
- ⑥ 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑦ 合併処理浄化槽の工事監督者が合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省通知）に適合する浄化槽設備士である旨を証する書類の写し
- ⑧ 補助金の交付を受けようとする者が、土地、住宅等の所有者と異なるときは、土地所有者の同意を得ている旨を証する同意書
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

同 意 書

年 月 日

島 本 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

(自 署)

電 話 () -

この度、合併処理浄化槽設置費用補助金の交付を受けて、合併処理浄化槽を設置しますが、当該合併処理浄化槽を設置することについて、土地所有者の同意を得たことを報告します。

この度、私所有の次の住所の土地に、合併処理浄化槽を設置することについて、土地所有者として同意していることを証します。

土地所有者 住 所
(所在地)

氏 名

(名 称)

(代表者)

電 話 () -

合併処理浄化槽設置場所

大阪府三島郡島本町

※ 土地所有者が法人の場合は、署名に代えて記名押印を行うことができる。

様式第3号（第4条関係）

合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請取下届出書

年 月 日

島本町長様

届出者 住所

氏名

電話 () -

年 月 日付で申請した合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請
を取り下げたいので、島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第4条第2項の
規定により、次のとおり届け出ます。

【取下げの理由】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

島本町指令都第 号
年 月 日

合併処理浄化槽設置費用補助金交付決定通知書

住 所
(所在地)

様

島本町長

⑩

年 月 日付けで申請された合併処理浄化槽設置費用補助金の交付に対し、次のとおり合併処理浄化槽設置費用補助金を交付することに決定したので島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第5条第2項の規定により、通知します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助金は、目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助金申請内容を変更し、又は事業を中断し、若しくは廃止するときは、速やかに町長の承認を受けること。
- (3) 合併処理浄化槽の設置後2週間以内の日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置費用補助金実績報告書を提出すること。
- (4) 国及び大阪府の当該事業に係る循環型社会形成推進交付金取扱要領及び大阪府浄化槽整備事業費補助金交付要綱に変更が生じた場合は、変更後の循環型社会形成推進交付金取扱要領及び大阪府浄化槽整備事業費補助金交付要綱の金額とする。

様式第 5 号（第 5 条関係）

島本町指令都第 号
年 月 日

合併処理浄化槽設置費用補助金不交付通知書

住 所
(所在地)

様

島本町長 ⑩

年 月 日付で申請された合併処理浄化槽設置費用補助金の交付に対し、合併処理浄化槽設置費用補助金は、次の理由により交付できないので島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により、通知します。

【理 由】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第6号（第6条関係）

合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請事項変更届出書

年 月 日

島 本 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 () -

年 月 日付け島本町指令都第 号により、合併処理浄化槽設置費用補助金の交付決定を受けた合併処理浄化槽の設置について、申請内容を変更したいので島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

変 更 事 項
理 由
申 請 書 類	

様式第7号（第6条関係）

合併処理浄化槽設置費用補助金補助事業中断・廃止届出書

年 月 日

島 本 町 長 様

届出者 住 所

氏 名

電 話 () -

年 月 日付け島本町指令都第 号により、合併処理浄化槽設置費用補助金の交付決定を受けた合併処理浄化槽の設置を中断・廃止したいので、島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第7条の規定により、届出します。

中断・廃止についての事項
理 由
申 請 書 類	

様式第8号（第8条関係）

合併処理浄化槽設置費用補助金施工完了検査申込書

年 月 日

島本町長様

浄化槽工事業者 住所
(所在地)

氏名
(名称)
(代表者)

電話 () -

年 月 日に施工計画を協議した当該合併処理浄化槽設置について、設置工事は完了いたしましたので、島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり施工完了検査の受検を申し込みます。

設置者名	
合併処理浄化槽設置場所	島本町
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
添付書類	○別紙のとおり

(裏面)

【添付書類】

合併処理浄化槽設置費用補助金施工完了検査申込書に、次に掲げる写真を添付してください。

- ① 浄化槽設備士が実地に監督していることを示す写真（写真1）
- ② 合併処理浄化槽の基礎工事の状況を示す写真（写真2-1、写真2-2）
- ③ 合併処理浄化槽の据付け工事の状況を示す写真（写真3）
- ④ 合併処理浄化槽のかさ上げの状況を示す写真（写真4）

合併処理浄化槽設置費用補助金実績報告書

島本町長様

報告者 住所

氏名

電話

年 月 日付け島本町指令都第 号により、合併処理浄化槽設置費用補助金の交付決定を受けた合併処理浄化槽設置について、設置が完了したので、島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

設置場所の所在地					
交付決定額	金 円				
土地・住宅の所有者	土地	本人	共有	その他()	
	住宅	本人	共有	その他()	
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅		(延べ面積	m ²)	
	<input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅		(住宅部分の面積	m ²)	
			(その他の面積	m ²)	
居住人数	人				
合併処理浄化槽	人槽区分	人槽			
	形式及び認定番号				
	着手・完了 予定年月日	着手日	年	月	日
		完了日	年	月	日
放流先	<input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 農業水路 <input type="checkbox"/> その他()				
添付書類	○別紙のとおり				

(裏面)

【添付書類】

合併処理浄化槽設置費用補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添付して下さい。

- ① 設置費用支払額領収書の写し
- ② 合併処理浄化槽を設置した住宅等に居住していることを示す住民票記載事項証明書又はこれに類する書類
- ③ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又は速やかに当該契約を締結し、その写しを提出する旨の確約書
- ④ 浄化槽法第11条の規定による検査を受けることの確約書
- ⑤ その他町長が必要と認める書類

様式第10号（第9条関係）

確 約 書

年 月 日

島 本 町 長 様

申請者 住 所

氏 名
(自 署)

電 話 () -

この度、次の場所に合併処理浄化槽を設置しますが、竣工後における浄化槽の維持管理を適正に行うことの証として、竣工後、速やかに次の書類を提出することを確約します。

- 1 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- 2 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

合併処理浄化槽設置場所

大阪府三島郡島本町

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

確 約 書

年 月 日

島 本 町 長 様

申請者 住 所

氏 名
(自 署)

電 話 () ー

この度、次の場所に合併処理浄化槽を設置しますが、竣工後における浄化槽法第 7 条及び第 1 1 条の規定による検査を受けることを確約します。

合併処理浄化槽設置場所

大阪府三島郡島本町

様式第12号（第10条関係）

島本町指令都第 号
年 月 日

合併処理浄化槽設置費用補助金交付額確定通知書

様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで実績報告のあった合併処理浄化槽設置費用補助金については、次のとおり額を確定したので島本町合併処理浄化槽設置費用補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の請求

合併処理浄化槽設置費用補助金交付請求書を速やかに提出すること。

様式第13号（第11条関係）

合併処理浄化槽設置費用補助金交付請求書

年 月 日

島本町長様

申請者 住所

氏名 ⑩

電話 () -

年 月 日付け島本町指令都第 号により、確定を受けた合併処理浄化槽設置費用補助金について、次のとおり請求します。

請求金額	金 円
------	-----

送金依頼書

振込先	振込先金融機関・店舗名	
	振替口座名義（フリガナ）	
	預金種別	1 普通 2 その他
	口座番号（店番は除いて左から詰めて記入）	
ただし、		
上記のとおり振り込みを依頼します。 この振り込みがなされたとき、その金額に係る債権が弁済されたものといたします。		
年 月 日		
島本町会計管理者 様 債権者 住所 氏名 ⑩		

- 注意
- 1 口座振込みを希望される債権者は、送金依頼書に必要事項を記入してください。ただし、郵便局には振り込みできません。
 - 2 金額の訂正は、受付できません。
 - 3 合併処理浄化槽設置費用補助金交付申請書及び合併処理浄化槽設置費用補助金交付請求書と同じ印鑑を使用してください。
 - 4 原則として、依頼者には振り込み通知をいたしません。
 - 5 指定口座の入金については、請求書が返送された後、2週間をめどに振り込みさせていただきます。